

電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律の施行に伴う NTT法施行規則の一部改正について

令和2年7月10日
総務省
総合通信基盤局

電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律について

- NTT東西による他者設備を用いた電話の提供を可能とする制度整備を含む、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」が本年5月22日に公布(令和2年法律第30号)。公布日から1年以内に施行。
- 同改正法を受けた日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正案について、本年7月4日～8月3日の間、意見募集を実施。

NTT法における主な改正部分

【改正後のNTT法第2条第5項】

地域電気通信業務は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

NTT法施行規則の一部改正案で以下に関する規定を追加

① 他者設備の利用が認められる場合

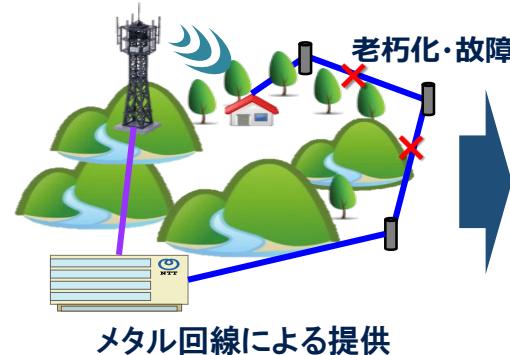
② 他者設備の利用に係る認可手続

他者設備の利用に当たり、主に以下のNTT東西が講ずる措置を確認

- ✓ 業務管理体制の整備等による安定的な提供の確保
- ✓ 他者設備の調達に係る適正性の確保
- ✓ 加入者の保護 等

他者設備の利用イメージ(想定)

■ 山間エリア



携帯電話基地局

携帯電話事業者の
基地局を活用した提供

■ 離島エリア



携帯電話
基地局

携帯電話事業者の
基地局を活用した提供

NTT法施行規則に規定する「他者設備の利用が認められる場合」について

- 情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申(令和元年12月)を踏まえ、「他者設備の利用が認められる場合」として、NTT法施行規則において主に以下の①または②を規定。

① 電話の提供がきわめて不経済となる場合

最終答申において、「加入者が極端に少ない等の理由により需要が極めて限定的な辺地」等における電話の提供とされていることを踏まえ、具体化。

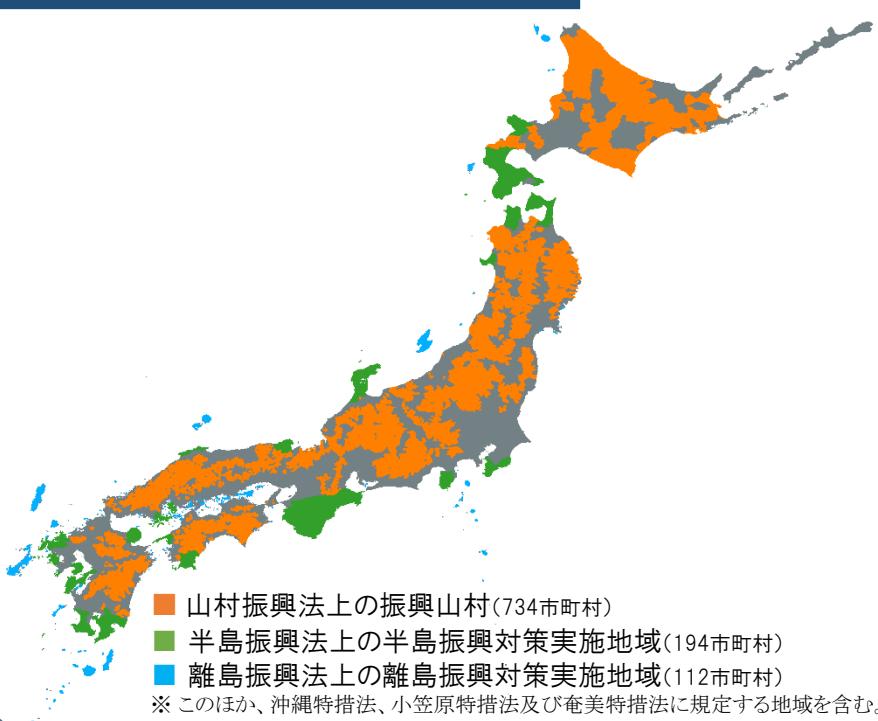
「特例地域^(※1)であって」かつ、「加入者密度が18回線/km²未満^(※2)となる」区域等において電話を提供する場合

(※1) 山村振興法、半島振興法、離島振興法等の指定地域

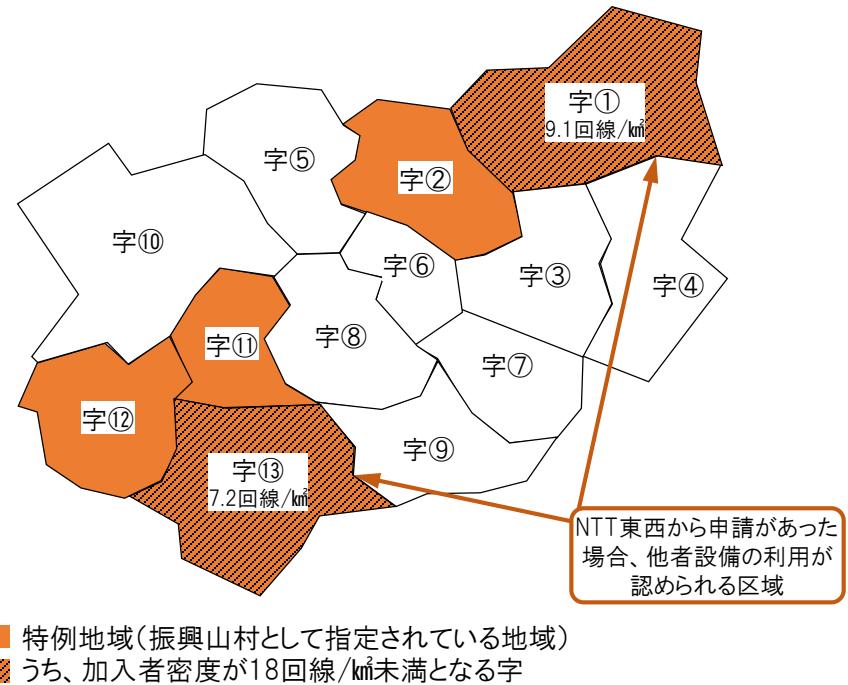
(※2) 市区町村内の町・字等の単位で加入者密度(1km²あたりの加入者数)を算出し、加入者密度が小さい方から大きい方に順に並べて5等分した場合、下位5分の1となる町・字等のグループにおける加入者密度は、18回線/km²より小さい。

② 災害時等において通信手段を確保するために応急的に電話を提供する場合

日本全国における特例地域の指定状況



他者設備の利用が認められる区域のイメージ(A県B町の例)



(参考) NTT法施行規則の一部改正案における主な規定

(法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するためには必要があると認められる場合)

第二条の二 法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 特例地域のうち、法第二条第五項ただし書に規定する認可の申請の時において加入者密度が十八未満である市町村内の町又は字その他の区域において、当該申請の際現にアナログ加入者回線により電話の役務の提供を受けている者又は新たに電話の役務の提供を受けることとなる者に対して電話の役務を提供するとき。
- 二 市町村内の一定の区域において著しく少数の者に対して電話の役務を提供する場合であつて、海底ケーブルその他の通常用いられる設備に比して著しく高額なものを用いることを余儀なくされることその他の当該区域における特別の事情により、当該提供が著しく不経済であると認められるとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 三 災害その他非常の場合において通信手段を確保するために応急的に電話の役務を提供するとき。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特例地域 次に掲げる地域をいう。
 - イ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - ロ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
 - ハ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村
 - ニ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島
 - ホ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - ヘ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

二 加入者密度 市町村内の町又は字その他の区域においてアナログ加入者回線により電話の役務の提供を受ける者の数の合計数を当該町又は字その他の区域の面積（表示単位は平方キロメートルとする。）で除して得た数をいう。

(法第二条第五項ただし書に規定する地域電気通信業務の認可)

第二条の三 地域会社は、法第二条第五項ただし書の規定により地域電気通信業務を営むことの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務の内容及び区域
- 二 業務の開始の時期
- 三 業務を営む理由
- 四 業務の用に供する電気通信設備の概要
- 五 業務が前条第一項各号に掲げる場合に該当すると認められる理由
- 六 業務管理体制の整備その他適切かつ安定的な電話の役務の提供を確保するために講ずる具体的な措置
- 七 業務の用に供する電気通信設備の調達に係る適正性を確保するために講ずる具体的な措置
- 八 業務に係る加入者の保護を図るために講ずる具体的な措置